

福祉医療制度が

平成 17 年 8 月 1 日から変更になります

福祉医療制度が県の制度改正に合わせて、平成 17 年 8 月 1 日診療分から次のように変更になります。

● 次の医療費については、入院時食事療養費の標準負担額（食材費等）に対する医療費助成が廃止され、患者本人負担になります。

- ・ 重度心身障害者等医療費
- ・ 母子家庭等医療費
- ・ 乳幼児医療費

● 母子家庭等医療費については、対象となる児童の年齢が原則として満 18 歳に達した日の年度末までになります。

● 重度心身障害者等医療費・母子家庭等医療費・乳幼児医療費については、在宅療養者との負担の均衡を図るため、入院時食事療養費の標準負担額（食材費等）を、平成 17 年 8 月 1 日から患者本人に負担していただくことになりましたので、御理解、御協力をお願いします。

< 入院時食事療養費の標準負担額（患者本人負担額） >

医療受給対象者の分類		1 日当たりの標準負担額
一般		780 円
住民税非課税世帯の者 低所得Ⅱ区分の老人医 療受給対象者	直近 1 年間の入院 期間が 90 日以下	650 円
	直近 1 年間の入院 期間が 91 日以上	500 円
低所得Ⅰ区分の老人医療受給対象者 住民税非課税世帯で所得が一定基準に満た ない 70 歳以上の高齢受給者		300 円

— 問い合わせ先 —

丸亀市大手町 2 丁目 3 番 1 号

丸亀市健康福祉部

福祉課 ☎24-8805

児童課 ☎24-8808